

岩手県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成23年6月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成23年7月19日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
橋本ひでのり後援会	鈴木 養一	橋本 英教	一関市田村町3番地5
清翔会	須賀 芳也	橋本 英教	一関市田村町3番地5